

構造改革特別区域計画

1 構造計画特別区域計画の作成主体の名称

石川県能美市

2 構造改革特別区域の名称

能美いきいき給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

能美市の全域

4 構造改革特別区域の特性

能美市は、平成17年2月に、根上町、寺井町、辰口町のほぼ同規模である3町の合併で誕生した。

石川県の南部、加賀平野の中心に位置し、東西17.5km、南北7.5kmと東西に長く、総面積は83.85km²である。

西部に白砂青松の美しい海岸線を有する日本海を望み、中央部は標高2,702mの霊峰白山から流れ出る手取川に培われた肥沃な扇状地、東部には白山山系に連なる能美丘陵が美しい稜線を描いており、海、山、川、平地の自然に恵まれた豊かな地勢となっている。

平成20年4月1日現在の人口は、48,167人で、合併時の47,282人に比べて増加しているが、伸び率は鈍化傾向にある。

本市には、幼稚園はなく、市が直接運営する保育所が現在20施設あり、平成20年4月の児童数は、2,052人で、ほぼ横ばい状態である。

近年、当市においても、子どもをとりまく環境が大きく変化し、子育てに関するニーズも多様化しており、子育て支援の充実が強く求められている。

そのため、保育所においては、保育環境を整備し、効率的な運営と保育サービスの充実化を図るため、保育所の統廃合を計画しているところである。

今回、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を実施しようとする辰口地区では、地元でとれる農産物を極力利用する試みにより、辰口学校給食センターが、当地区にある小・中学校に給食の提供をおこなって

いる。また、当センターは、平成18年に新しく建物を建設し、新しい給食施設・設備の整備と調理技術の向上による食事内容の充実、食品の品質管理等衛生管理及び安全に万全を期するとともに、能美市として一体となった根上地区、寺井地区の地元産野菜を含めた新鮮野菜を使った給食メニューの充実に努めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、辰口地区にある公立の6保育所に辰口学校給食センターで調理をした給食を外部搬入しようとするものである。

各保育所では、定員規模がそれぞれ異なるため、食材の調達は、少量から発注できる商店に依存しており、安定的な食材の発注や地元農産物の利用が難しい状況にある。

今後、できるだけ地域の食材を利用することにより、子どもの成長を地域で支えるとともに地域の農業を支えることにつなげることができる。

また、本計画の実施により、保育所と小・中学校との連携が強化され、一貫した食育の推進が図られ、さらに、食材の一括購入や調理員の適正配置などにより、調理業務の効率化や限られた自治体財源の効率的な活用が可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

幼児期からの食育の充実と食に対する保護者意識の向上を図るとともに、家庭内での食生活の改善につなげる。

積極的に地域で栽培された農産物を使用することにより、幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりができ、地産地消の機運を高め、農家の生産意欲の向上を図るとともに、安定した食材の供給を促進する。

学校給食センターでの食材の一括購入と調理により、調理部門にかかる経費が節減され、その節減された経費を財源にすることにより、多様化する保育へのニーズに対応したサービスを実施し、子育て支援の充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食センターで一括して食材を購入することは、各保育所で個々に調達するより、発注事務の軽減が図れ、また一括して調理することにより調理工程や消費材についてかなりの経費を節約でき、効率的な保育所運営ができる。節減された経費を多様化する保育サービスに充てることにより、子育て支援の充実を図り、少子化の抑制につなげることができる。

さらに積極的に地元食材を利用していること、また食農教育もおこなっていることから、地域農業の活性化が図られる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「学校給食による保育所、小学校、中学校の一環食育の推進」

公立保育所の給食を外部搬入方式にすることで、保育所、小学校、中学校の一貫した食育教育を実施することにより、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図るなど、市で定めた食育計画に基づき子供たちの健やかな成長を育むことを推進する。

「コスト節減による保育サービスの充実」

学校給食センターで一括調理することにより、事務の合理化、食材費、光熱水費等調理コストを節減し、その節減された財源を、保育所での延長保育、低年齢児保育、病後児保育、障害児保育、一時保育などの事業や、家庭での子育て支援の拠点である「子育て支援センター」の整備や地域子育て支援拠点事業を市内くまなく実施可能とする環境づくり等、保育サービスの充実に充てる。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮竹保育園 岩内保育園 辰口保育園
寿保育園 国造保育園 緑が丘保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

調理能力に余力のある辰口学校給食センターから辰口地区内の6保育所に給食の外部搬入を実施することで、保育所の効率的運営を図る。節減された経費を保育サービスの充実に充て、子育て支援事業の推進を図る。

また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて食育を推進していく。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入事業の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

(2) 調理室として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

それぞれの保育所には専用の調理室があり、設備としては、加熱設備（オーブンレンジ、ガステーブル等）、保存用冷蔵庫、冷凍庫、配膳台等を有しており、手作りおやつ調理や、軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児への対応が可能となっている。

(3) 児童の食事内容・回数・時機に適切に応じることについて

食事の内容は、各年齢に応じて材料の大きさ、柔らかさ等を変えて、体調不良児やアレルギー児の食事についても配慮し、すべての児童が食べやすいよう工夫して調理を行う。昼食のほか、おやつを午前1回（3歳未満児のみ）午後1回提供する。

(4) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに

に、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4号の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方式については、給食センターから各保育所までは30分程度で到着することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍及び冷蔵せずに運搬し、速やかに提供する。食事の運搬及び保管方法については、二重保温食缶に入れ専用のコンテナで給食運搬車により運搬する。給食運搬車については、配送車2台で各保育所に配送する。運搬した給食は、保育所の調理室に搬入し、保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫で保管する。給食は調理が完了してから1時間内で配膳、飲食が可能である。

なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本市の場合は市立の学校給食センターから市立保育所への搬入であり、委託契約は困難なため、市長と教育長との間で覚書を締結する。

《給食の配送計画》

- 8:00 朝礼
- 調理開始
- 11:05 配送開始
- 13:00 回収開始
- 16:00 翌日の調理ミーティング

(配送)

【1号車：しあわせ号】

給食センター⇒11:05 寿保育園⇒11:15 緑が丘保育園⇒
⇒11:25 国造保育園⇒11:35 ⇒給食センター着

【2号車：にこにこ号】

給食センター⇒11:35 辰口保育園⇒11:40 岩内保育園⇒
⇒11:45 宮竹保育園⇒11:50 ⇒給食センター着

(回収)

【1号車：しあわせ号】

給食センター⇒13:00 緑が丘保育園⇒13:05 寿保育園⇒

⇒13:10 国造保育園⇒13:35 ⇒給食センター着

【2号車：にこにこ号】

給食センター⇒13:15 宮竹保育園⇒13:25 岩内保育園⇒

⇒13:30 辰口保育園⇒13:40 ⇒給食センター着

《給食センターの概要》

名称	能美市立辰口学校給食センター
建築年	平成18年5月1日
構造	鉄骨造2階建て
敷地面積	2,716.67㎡
延床面積	1,591.79㎡
調理能力	2,500食
主な整備	調理室、洗浄室、機械室、冷凍・冷蔵庫、野菜下処理室、肉魚下処理室、野菜検収室、肉魚検収室、食品庫、研修室、男女休憩室、調理着乾燥室、エアシャワー室、事務室
主な設備	フードスライサー、サイノ目切機、フードカッター、連続揚物機、スチームコンベクションオーブン、真空冷却機、電気回転釜、自動食器洗浄機、コンテナ洗浄機、食缶消毒保管庫、昇降式コンテナ消毒保管庫、
職員数	21名
	センター所長 1名
	栄養士 1名
	調理員 17名
	運転手 2名

- (5) 現在、保育所児童の給食については、栄養士、保育所調理員、保育所長等の代表により、給食委員会を設置し、前月の給食献立の反省等を把握しながら翌月の献立の作成を行い、各保育所に配布している。また、その献立表を保護者に配布し、保育所児童の食材に対するアレルギーの有無の確認や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努めている。

外部搬入による給食は、2歳児から実施することとし、食事の内容は学校給食と同じとするが、給食の外部搬入事業の実施後においても、この給食委員会にセンターの栄養士も参画して、他の地域の保育所児童とほぼ同じような献立を提供できるようにする。2歳未満児の給食については、各保育所内の調理室で調理する。

また、栄養素量についても年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、

保育所児童の嗜好に配慮した献立を供与することで、正しい食習慣が身につくよう食育を推進する。食材についても、地元食材を多く取入れることで、地産地消への取組みを図る。